

高松市末広町7番地21

株式会社セキゼン

代表取締役 岩崎 一雄 様

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを許可しましたので、観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条第1項の規定により許可書を交付します。

令和7年10月21日

観音寺市長 佐伯 明浩 印



許 可 番 号	観音寺市許可 第21号
許 可 期 間	令和7年11月13日から令和9年11月12日まで
収 集 区 域	香川県内各家庭及び事業所
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（生ごみ・し尿を除く） 家庭系一般廃棄物（生ごみ・し尿を除く）
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・固形燃料の材料となる一般廃棄物を市内業者への持込み及び積替え、家庭系一般廃棄物については、一時的な多量ごみに限る。・可燃ごみについては、株式会社富士クリーン（綾川町）に搬入すること。
備 考	